

令和 7 年度

事業計画書

社会福祉法人やまびこ

目 次

特別養護老人ホーム談話館	・ ・ ・ ・ ・	1
老人デイサービス事業談話館	・ ・ ・ ・ ・	1 1
居宅介護支援事業所談話館	・ ・ ・ ・ ・	1 6

特別養護老人ホーム談話館事業計画

令和7年度運営基本方針

1 安定した施設運営

介護保険関係法令の趣旨に従い、各種事業間の連携を密にすることで、個人の尊厳と自立を継続的に支援していく。また、昨年9月、20床増床が認可されたことを契機に更なるサービス向上を図ることで、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援体制の構築を目指すとともに、サービスの質の向上及び地域福祉を推進する。

2 充実した介護サービスの提供

新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染防止対策は、感染した場合重篤となる可能性が高いことから、高齢者を預かる施設にとって非常に重要である。引き続き対策を徹底したうえで、施設内においては家庭的な雰囲気を利用者一人ひとりの尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように介護サービスを提供していく。

また、終の棲家と言われてきた特別養護老人ホーム事業の更なるサービス向上のため、入所者を看取る体制について、豊後荘病院との連携のもと介護職、看護職への研修を実施し質の向上を図りながら取り組んでいく。

3 職員の確保及び研修の充実

新規採用者の確保が困難な状況が続いており中途採用職員の確保に努めてきたところであり、この状況は今後とも変わらないと思慮されるため、EPA等の外国人介護職の採用について検討する。

また、職員が自尊心を持ち安心して長期間働き続けられるよう労働環境を改善し、定着率を高めることが重要となっている。当法人は、祝日休みで年間休日122日になっており他の介護施設より多くなっていることや、処遇改善手当等の支給により給与水準も向上してきている。さらに職員のモチベーション向上を図るため法人内外の研修を活用し安定した職員確保を図っていく。特に、ユニットケアの充実を図るためユニットリーダー研修の履修を奨励していく。

重点目標

I 利用者一人ひとりにふさわしいきめ細やかな介護サービスの提供

1 介護サービス計画に基づく適切なサービスの提供

利用者の日常生活活動、疾病、精神及び身体状態を様々な角度から総合的に把握・分析し、利用者一人ひとりの具体的な介護目標を掲げた介護サービス計画を作成し、きめ細やかなサービスの提供を行い利用者の処遇の改善・向上に努める。

介護サービス計画の作成に際しては、利用者及び家族への専門職員（介護支援専門員、看護師、生活相談員、介護職員、管理栄養士）によるカンファレンスを行い、その内容を利用者及び家族へ説明のうえ、同意のもとにサービス提供を行う。

利用者及び家族に対する介護サービスに関するアンケート調査（年1回）を実施し、その結果を分析・検討のうえ処遇面に反映させる。

ユニットケアの利点を最大限に活かし、ユニット毎に特色ある介護サービス等の企画・立案、実践を行っていく。

(1) 生活支援

- ・ 利用者の基本的人権を尊重し、温かい愛情のもと無差別平等に対応して心身の健康維持と機能の回復に努める。
- ・ 利用者の生活に合わせた支援を行っていく。（24時間シートの活用徹底）
- ・ 利用者の日常生活上の悩み、訴え、希望等については、常に受容する姿勢で対応し処遇面においても十分配慮して、一人ひとりにふさわしい処遇の提供を行う。
- ・ 利用者相互の交流を深め、お互いの連帯感とより良い人間関係の構築を支援する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症予防策を実施したうえで、施設内生活だけではなく、地域社会との触れあいを大切にした生活を組み立て、社会の一員としての自己認識ができるよう支援する。

(2) 入 浴

- ・ 利用者の状態に応じて、一般浴槽や特別浴槽を利用し職員がマンツーマンでコミュニケーションを大切にした入浴介助を行う。増設ユニットにはリフト付き個浴が整備され、従来の2階浴室も改築して特別（機械）浴槽を整備したことから入浴環境の一層の充実が図られる。
- ・ 発熱、血圧上昇等で入浴ができない場合等には、清潔保持のため清拭を行う。

(3) 排 泄

- ・ 利用者一人ひとりの排泄能力や排泄パターンを把握し、自力排泄（トイレ介助）に向け支援する。
- ・ おむつ使用の利用者に身体的・精神的負担の少ない方法でおむつ交換を行い羞恥心や自尊心に配慮する。

(4) 水分補給

- ・ 健康管理上特に必要と認められる利用者に対しては、脱水予防のためこまめに水分を摂取するよう支援する。特に近年猛暑が続いていることから夏場においては徹底していく。

(5) 移動・移乗・体位変換

- ・ ベッド、車椅子、便器、浴槽時の移動・移乗は、安全性を十分考慮し利用者の身体の状態にあった方法で介助する。
- ・ 杖、歩行器、シルバーカー等の補助具を有効に活用し、できる限り自力移動ができるよう支援する。

- ・ 自力で寝返りができない利用者の褥瘡(床ずれ)予防のため、体位変換を行うとともに必要に応じて褥瘡予防マット、エアーマット、クッション等の使用に努める。

(6)着替え

- ・ 利用者一人ひとりの身体の状態をよく見極め、衛生面に留意しながら、原則として起床時と就寝時に着替えの支援を行う。また、入浴後や衣服が汚れた場合は着替えの支援を行う。
- ・ 下着類、パジャマの洗濯を行い、常に清潔なものを利用して頂く。

(7)口腔ケア

- ・ 利用者の状態に合わせて、歯磨き、うがい、ガーゼによる口腔内のふき取り、義歯の洗浄を支援する。

(8)整 容

- ・ 整髪、爪切り、髭剃り等を適宜行う。また、外出や行事の際は、希望により化粧や着替え等の支援を行う。

(9)居住環境整備

- ・ 居室の環境美化に努めるとともに、利用者周辺の整理・整頓を行い転倒防止に努める。また、四季を通じた室温の調整、換気、通気に十分注意する。

(10)リハビリ・介護予防

- ・ 入浴・移動・食事といった日常生活の中で、積極的にリハビリ訓練を励行する。
- ・ 介護サービス計画から立案・計画した個別リハビリ計画に基づき、積極的にリハビリ訓練を行いA DLの維持・向上を目指す。
- ・ 棒体操、ストレッチ体操のほか、筋力維持・向上訓練を取り入れる。レクリエーション等にもその内容を盛り込み、個人差に十分配慮した介護予防メニューを作成・実施する。

II 健康管理及び栄養管理の推進

1 栄養・食事サービスの提供

- ・ 食べることは大きな楽しみのひとつであるので、嗜好、健康状態に適切に対応した栄養に富む食事を、ゆつくりと和やかな雰囲気の中で利用者一人ひとりの欲求を尊重し、きめ細やかな配慮のうえで提供する。
- ・ 利用者の身体状況や栄養状態等に応じた栄養ケア計画を作成し、利用者及び家族の同意のもと、適切な食事サービスの提供に努める。
- ・ 食事調査や毎日の喫食状況をもとに、利用者に喜んで頂ける献立を取り入れること、食事の適温に努めること、利用者一人ひとりの食事形態を見直すことで喫食率のアップを図る。
- ・ 季節感ある食材を使用し、盛り付けや味付けに利用者の満足が得られるような配慮をする。また、行事食や地元産品を利用したメニューを取り入れ、利用者へ食事の楽しさを提供する。
- ・ 職員による検食(盛り付け・味付けなど)を実施し、その結果が食事に反映されるよう配慮する。
- ・ 食欲不振者等には、代替え食品を用意し適切に対応する。
- ・ 離床を促すだけでなく、利用者同士の交流の場としての食事の機会を重視し、できる限りリビングルームで食事ができるよう支援する。
- ・ 利用者の管理する飲食物についても、職員が食中毒の防止や健康管理に努める。
- ・ 厨房内の衛生管理、調理員の健康管理に努め食中毒防止に万全を期す。

2 利用者及び職員の健康管理

- ・ 日常生活の中で、寝たきりにしない・させないよう、また、利用者の健康状態を把握し、嘱託医師（豊後荘病院医師：内科医・精神科医各1名）、看護職員、介護職員や他職種との連携を密にし、体調不良者の早期発見に努める。
- ・ 嘱託医師の指導のもと、複雑な老人性疾患の特徴を理解し処遇に反映させるよう努める。
- ・ 内服薬の管理は、看護職員、服薬介助は介護職員が協力しながら誤薬に十分留意する。
- ・ 容態急変時に備えて、嘱託医師と連携を図りながら、「緊急時対応マニュアル」に基づき適切な対応を講じる。
- ・ 介護職員、生活相談員及び看護職員との連携を強化し、情報の共有と相互サポートにより利用者の細かい変化にも対応できる体制づくりに努める。
- ・ 利用者及び職員について、定期健康診断を実施（各年1回。ただし、介護職員は年2回）し、そのデータに基づいて看護職員、管理栄養士等による適切な助言・指導を行い健康管理に努める。
- ・ 新型コロナ感染症の影響で研修機会がない状況であるが、状況の改善を待って喀痰吸引研修に職員を参加させ認定証取得を目指す。
- ・ 天候を考慮して日光浴及び散歩を行い、入所者の健康向上、特に骨粗鬆症予防に努める。

3 感染症等の予防対策

新型コロナウイルス感染対策として、換気の徹底や人と人との密を避けるとともに、体調の変化に注意して感染の予防と早期発見に努める。患者発生時には、「業務改善計画（新型コロナウイルス版）」に基づき対応する。

また、新型コロナ感染症の鎮静化に比例して、インフルエンザ、ノロウイルス等が多発してきていることから、保健所等からの情報収集に努め早期対応を講じる。

このため「感染症対策委員会」における検討・協議を実施するとともに、利用者、職員及び来所者へ手洗い、手指の消毒、マスクの使用の徹底を促す。特に、感染者発生時には面会制限等を実施し、感染拡大防止に万全を期す。

Ⅲ 生きがい対策の充実

1 年間行事

季節感を取り入れた施設内行事を行い、利用者の楽しみと生きがいづくりに寄与する。

また、利用者家族へ各種行事案内を行い、利用者に孤立、孤独感を感じさせないような環境づくりに努める。

<主な年間行事予定>

開催月	行 事	内 容
4月	花 見	施設内の桜を観賞し、甘酒・弁当を食べて楽しむ。
5月	端 午 の 節 句	鯉のぼりや五月人形を飾って端午の節句を祝う。
7月	七 夕	短冊に願い事を書き、笹の葉に捧げる。
8月	夏 祭 り	利用者に夏祭りの雰囲気を楽しんでいただく。
9月	長 寿 を 祝 う 会 室 内 ぶ どう 狩 り	健康と長寿を祝い、褒状、花かご、紅白まんじゅうを配る 施設内にてブドウ狩りを楽しむ。

10月	運 動 会	体操や体を動かすレクリエーションを行う。
11月	作 品 展 示	クラブ活動等の成果品を玄関に展示する。
12月	ク リ ス マ ス 会	ユニット毎に実施、ツリーを飾り、カラオケを歌い楽しむ。サンタクロースに扮した職員から利用者へプレゼントを贈る。
1月	談 話 館 神 社 な ら せ 餅	鏡餅を供えた祭壇を作り、正月気分を味わう。 紅白餅を木に飾り、無病息災を祈る。
3月	ひ な 祭 り	雛人形を飾り、桃の節句を祝う。

買い物ツアーは毎月2回(第2及び第3水曜日)実施するが、新型コロナウイルス感染症の発生状況により職員の代行も考慮する。

気候・天気の良い日に少人数でのドライブを行っていく。

2 クラブ活動の支援

園芸、書道及びお茶等のクラブ活動を通じて利用者の人生の興味・趣味を広げ、生活の意欲を引き出し、さらに充実した日常生活を送ることができるよう支援する。

また、クラブ活動の内容等について満足度調査を行い、より利用者のニーズにあった活動を行うよう努める。

<主なクラブ>

クラブ名	目 的 及 び 内 容
園 芸	四季を通して作物などを育て収穫の喜びを味わう。
書 道	生活の中で活用した筆や墨を用いて、特に閉じこもりがちな利用者に、ゆとりの場を提供するとともに手指の機能低下防止を防ぐ。
お 茶	本格的な振る舞いで抹茶を点て、美味しい和菓子で和を感じて貰い楽しい一時を過ごして頂く。
軽体操	利用者の能力に合わせた軽い運動を行うことにより、利用者一人ひとりの健康増進を図る。
フラワーアレンジメント	フラワーアレンジメントにより季節の花を美しく飾るとともに、花のある潤いのある生活を保持する。

IV 施設内事故防止対策の充実

1 利用者の施設内事故防止の推進

- ・ 利用者の転倒等の事故を防止するため、居室・リビングルーム・浴室等の環境整備やベッド・車椅子等の介護機器の安全点検、整備を行うとともに職員による見守りを行う。
- ・ 利用者同士がトラブルを起こさないような環境づくりに努める。
- ・ 「安全対策委員会」において、ヒヤリ・ハットや事故報告書等で報告された事例について検証し、情報を共有し、リスク軽減とヒューマンエラー防止を徹底して行く。
- ・ 万が一の施設内事故に備え、社会福祉総合保険に加入し適切な対応を講じる。

2 身体拘束の撤廃及び虐待防止の徹底

- ・ 利用者の基本的人権を尊重し、心豊かに生活できることを目標に掲げ、「身体拘束等適正化委員会」において様々な角度から検証を行い、身体拘束ゼロに向けた取り組みを行う。
- ・ 生命または身体を保護するために緊急やむを得ないときが想定される利用者の場合は、利用者本人及び家族に対して十分に説明を行い、承諾を得るとともに極力最小限の範囲に留め、その理由や状況、時間、利用者の心身の状況を詳細に記録する。

3 防災対策の推進

- ・ 「談話館消防計画」に基づき、火災や地震、その他の災害の予防及び人命の安全確保並びに被害の軽減を図るため、職員及び利用者を対象に、避難訓練・夜間訓練・消火訓練等を石岡市消防本部の協力を得て定期的実施する。併せて、職員を対象に防災に関する研修を年1回実施する。
- ・ 夜間時における災害対応力の強化を図るため、豊後荘病院に協力要請を行う。
- ・ 防災設備等の自主点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努める。
- ・ 災害時等の非常時に備え、非常食(白米)と飲料水(各2日分/人)を常備する。
- ・ 救急セット(包帯・三角巾・絆創膏など)を備えた[非常持出袋]を各サービスステーション(2ヶ所)及び管理当直室に配備して災害時に備える。
- ・ 自然災害が発生した場合でも、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できるようにBCP「業務継続計画(自然災害編)」により対応していく。

<防災訓練計画>

実施月	訓練名	内 容
6月	総合訓練	消火・誘導・非常通報等
9月	避難・通報訓練	初期消火・避難誘導等
11月	総合訓練(夜間想定)	消火・誘導・非常通報等

V 家族及び地域との交流の推進

1 家族懇談会の開催

- ・ 施設運営やケアサービス全般にわたって、家族と積極的な意見交換等を行い利用者のサービス向上と処遇の改善を図るため、家族懇談会を年1回開催する。また、懇談会で話題となった意見や要望については談話館ニュースに掲載し情報の提供を行う。
- ・ 夏祭り、文化祭及びその他の行事に家族を招待し、家族との交流を図り施設生活への理解を深める。

2 地域との交流の促進

- ・ 専門学校等の実習生、高校生さらに地元の小中学生の校外学習などを積極的に受け入れ、施設の持っている知識や技能の提供により交流促進を図る。
- ・ 地元石岡市や小美玉市ボランティアセンターと連携を図りながら、地域のボランティアを積極的に受け入れ、施設の活性化及び利用者の処遇の向上に努めるとともに、地域社会との繋がりを深

めて行く。

- ・ 近隣の小中学生などを積極的に招待して利用者との交流を深め生きがいをづくり支援を行う。
- ・ 引き続き新生会グループの一員として系列機関との連携、協力を努める。

VI 安定した施設運営基盤の確保

1 施設利用稼働率の拡大

- ・ 増床後の円滑な利用者確保を図る。
- ・ 安定的な施設運営を図るため、入所部門の利用稼働率100%に向けた活動を強化して行く。
- ・ 常に利用待機者の情報管理を徹底し、空床発生時には迅速かつ円滑な受け入れができるよう体制づくりの構築に努めるとともに、居宅介護支援事業所及び県民に対して最新の情報の提供を行い利用者の確保に努める。
- ・ 短期部門の利用稼働率の向上のため、利用者ニーズをより的確に把握しリピーターの確保に努めるとともに、居宅介護支援事業所に利用状況等に関する情報提供を積極的に行うなど常に緊密な連携を図って行く。

2 良質な職員確保と適正な配置

- ・ 専門学校、高校新卒者の求人に努める。介護事業所の増加、専門学校生の減少、高卒求人の増加等が相まって、介護職の雇用情勢が大変厳しくなっている。
- ・ 管内高校、専門学校への情報発信に努め、入職案内を行い積極的な求人活動を行う。
- ・ 資格所持者、意欲、能力が認められる者の求人に努める。また、各職員の能力、適性に配慮した職員配置を行う。

3 コスト意識の向上

- ・ 職員一人ひとりがやる気にあふれた組織運営を図り、コスト意識を高め無駄な経費等の削減を図り、効率的な経営と徹底した利用者本位のサービスの提供に努める。

4 各種会議・委員会の設置運営

- ・ 施設サービスの向上を目指し、施設運営上の諸課題等について、幹部職員（施設長・看護主任・介護主任・介護支援専門員・生活相談員・管理栄養士等）による検討・協議を行う場として、各種会議・委員会を設置運営する。

<主な会議・委員会及び内容>

会 議 名	開 催 日	内 容
運 営 会 議	第1水曜日	施設運営上の重要な諸課題等について、検討・協議を行う。
感染症対策委員会		インフルエンザ・ノロウイルスなど感染症の予防や対応策等について検討・協議を行う。
安全対策委員会		施設内事故やヒヤリ・ハット事例等を踏まえて再発防止策等について検討・協議を行う。

入所検討委員会		入所の必要性等について、外部委員を交えて公平な立場で判定する。
給食会議		給食の適正実施に向けて、給食業務委託業者を交えて意見交換等を行う。
サービス担当者会議	第3日曜日	利用者の処遇について、検討・協議し、効果的・実現可能な施設サービスの提供・確保に努める。
ユニットリーダー会議	第4木曜日	ユニット運営上の諸課題等について、介護主任、ユニットリーダー等で検討・協議し、情報の共用を図り、適正な処遇の確保に努める。
褥瘡対策委員会		褥瘡について、検討・協議し、適切な処遇の確保に努める。
身体拘束等適正化委員会	随時開催	身体拘束の必要性等について、検討・協議し、適正な処遇の確保に努める。
ユニット会議	毎月1回	各ユニットの運営上の諸課題等について、検討・協議し、利用者の適正な処遇確保に努める。

5 広報活動及び関係機関等との連携強化

- ・利用者及びその家族との情報交換の手段として、広報紙「談話館ニュース」を年4回発行する。地元の居宅介護支援事業所、社会福祉協議会、老人会や民生委員協議会等関係機関・団体に配布し、要援護老人家族への施設利用の啓発を行う。
- ・県長寿福祉推進課、県老人福祉施設協議会等との連携を密にし、各種情報の収集を図り適正な施設運営に努める。

Ⅶ 職員の資質向上、定着促進及び福利厚生事業の推進

1 職員研修

- ・施設内の研修・勉強会を定期的に行う。
- ・県社会福祉協議会、県老人福祉施設協議会等主催の各種研修への参加を促す。また、研修で得た情報について報告・伝達を確実にし全職員に周知徹底を図る。
- ・認知症の割合が高まってきている利用者の介護技術を習得するため、認知症ケアに関する研修を受講できるようにする。
- ・若手職員の介護福祉士等の資格取得を奨励し、経費の助成を含めて積極的に支援することにより、職場定着促進を図る。
- ・職員自ら「介護マニュアル」に沿ってサービスが提供できているか評価(年1回)を行い、より良いサービスの提供に繋げて行く。
- ・新規採用職員には特にプログラムを組み、各主任、各専門職による座学を行う。また、業務の場面も研修と位置付け、その現場でユニットリーダー等が専門的知識、技術などの伝授を行う。さらに、入職後3年未満の職員にはメンター制度により精神的サポートを実施し定着促進を図る。

＜施設内職員研修計画＞

開催月	項 目
4月	介護の基本動作について
5月	職員行動規範(ハラスメント対策、コンプライアンス、プライバシー保護)について
6月	感染症まん延防止対策について 身体拘束廃止について
7月	医療(医療器具の取り扱い(喀痰吸引と経管栄養を含む))について 事故発生時の応急処置について
8月	苦情処理と人権擁護について、虐待防止について
9月	非常災害時の対応について
10月	認知症ケアについて
11月	ヒヤリ・ハット、事故防止対策について
12月	ターミナルケア(精神的ケア)・死後処置について
1月	虐待防止と身体拘束ゼロに向けた取り組みについて
2月	栄養管理と食中毒等感染症予防について
3月	褥瘡予防対策について(ケース検討会)

※ 研修内容の詳細は、運営会議で協議・決定する。

※ 外部研修の結果報告は、随時実施する。

2 評価処遇制度の充実

- ・ 評価処遇制度により職員の勤務態度、能力及び適性を把握して、昇給昇格などの人事管理、指導及び教育の充実を図る。

3 メンター制度の活用

- ・ メンター制度により原則入職後3年未満の職員に対して、相談応需、傾聴、助言などの精神的サポートを行い、定着促進を図る。

4 福利厚生事業の実施

- ・ 職員の悩み・相談には迅速に対応し、業務に集中できる環境づくりを目指す。
- ・ 健康診断(年2回)を実施し、そのデータに基づいて看護師や管理栄養士等による適切な助言・指導を行い、健康管理に努める。
- ・ メンタルヘルス制度によりストレスチェック等を行い、メンタル面の不調の予防、早期発見・対応・解決に努め、職員が安定的に職務を遂行できるよう配慮する。

Ⅷ その他

1 苦情解決体制の確立

- ・ 施設のあり方、利用者への処遇の問題及び苦情の解決を図るため、苦情解決責任者(施設長)、

苦情受付担当者(生活相談員)、第三者委員(法人監事)を配置し、円滑、円満な解決の促進に努める。

- ・ 利用者及び家族等の意見や要望等を幅広く聞き受け入れるため、苦情に関する広報紙を施設内へ掲示するとともに、「ご意見箱」を設置する。また、苦情があった場合は真摯に受けとめ正すべきことは正すなど利用者の立場を十分に理解した対応を行うとともに、談話館ニュースや施設内の掲示板等に内容・改善策等も併せて報告する。

2 権利擁護の支援

- ・ 利用者の権利擁護(資産管理、法律的問題、人権問題等)のため、成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)について、利用者、家族、代理人に対して情報を提供するとともに、必要に応じて成年後見センターや社会福祉協議会等への連絡、相談、調整等の援助を行う。

3 個人情報の保護

- ・ 個人情報保護に関する法令、その他の規範を遵守し、個人情報の保護に努める。また、個人情報の利用目的を特定し、公正かつ適正適切に取り扱うものとする。

4 その他

- ・ 職員に＜固定業務＞の意識が強まり探究心や向上心が薄れがちであるため、初心に返って法令遵守(コンプライアンス)と介護マニュアルを基本とし柔軟にして積極的な介護を目指す。
- ・ 職員間のチームワークを良くし、笑顔の絶えない明るいホーム、明るい職場づくりに努めるとともに、職員相互が常に相手の立場に立って普段の言動を振り返りパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等のない快適な職場づくりを目指す。
- ・ 「安全対策マニュアル」等の各種業務マニュアルを必要に応じて随時見直しを行い、新任職員や経験年数の浅い職員でも対応できるような体制を整え職員全体としても介護サービスにムリ・ムダ・ムラのない体制を築いて行く。

老人デイサービス事業談話館事業計画

令和7年度運営基本方針

利用者一人ひとりのニーズを的確に把握し、利用者の心身の状態に応じた適切な介護サービスを提供し、自立生活の支援、仲間づくり、生きがいを進め家族の身体的、精神的負担の軽減を図り在宅福祉の高揚に努める。

重点目標

I 利用者一人ひとりふさわしい細やかな介護サービスの提供

1 通所介護計画に基づく適切なサービスの提供

利用者の心身の状況等基本的事項はもとより、他のサービスの受給状況、利用者の目的、受けたサービス等の詳細について把握・分析し、利用者一人ひとりにあった具体的な介護目標を掲げた通所介護計画を作成し、きめ細やかなサービスの提供を行い利用者の処遇の改善・向上に努める。

通所介護計画の作成に際しては、利用者及び家族への各専門員（介護支援専門員、看護師、生活相談員、介護職員、管理栄養士）によるカンファレンスを行い、その内容を利用者及び家族へわかりやすく説明のうえ、同意のもとサービスの提供を行う。

利用者及び家族に対する介護サービスに関するアンケート調査（年1回）を実施し、その調査結果を分析・検討のうえ処遇に反映させる。

(1)生活支援

- ・ 利用者とのコミュニケーションを深めながら、基本的人権を尊重し、温かい愛情のもと無差別平等に対応して心身の健康維持と機能の回復に努める。
- ・ 日常生活の相談及び助言・指導を行い、一人ひとりにあった処遇の提供を行う。
- ・ 必要に応じて関係機関と連携を図りながら適切な対応に努める。

(2)入 浴

- ・ 利用者の状態に応じて、一般浴槽や特別浴槽を利用し職員がマンツーマンでコミュニケーションを大切にしながら入浴介助を行う。
- ・ 発熱、血圧上昇等で入浴ができない場合等には清潔保持のため、部分的、全身的に清拭を行う。

(3)排 泄

- ・ 利用者一人ひとりの排泄能力や排泄パターンを把握し、自力排泄（トイレ誘導・介助）に向け支援する。

(4)移動・移乗

- ・ 車椅子、便器、浴槽等の間の移動・移乗は、安全性を十分考慮し利用者の身体の状態にあった方法で介助する。
- ・ 杖、歩行器、シルバーカー等の補助具を有効に活用し、できる限り自立移動ができるよう支援する。

(5) 養護

- ・ 利用者の健康状態に応じて、随時休息の時間を設ける。

(6) 環境の整備

- ・ 施設内外の環境美化と利用者周辺の整理・整頓に努める。特に、換気・通気に注意する。

(7) リハビリ・介護予防

- ・ 入浴・移動・食事といった日常生活の中で、積極的にリハビリ訓練を励行する。
- ・ 通所介護計画から立案・計画した個別リハビリ計画に基づき、棒体操やストレッチ体操、5、6人のグループ体操、電熱式ホットパックを使つての筋力維持・向上訓練等を行い、ADLの維持、向上を目指す。
- ・ レクリエーション等にもその内容を盛り込み、個人差に十分配慮した介護予防メニューを作成・実施する。

(8) 送迎

- ・ 利用者の多くは歩行能力の低下した高齢者であり、安全面からできるだけ玄関近くまでの送迎に心がけるとともに、乗車時間の短縮に配慮した運行に努める。
- ・ 送迎に当たっては、特に車椅子等の介護機器を利用する高齢者等の乗降時の介助に細心の注意を払い安全の確保に万全を期す。
- ・ 送迎車の整備点検の徹底を図るとともに、安全運転には細心の注意を払う。

2 生活日課

利用者の健康状況等に応じて、1日のスケジュールを作成し生活支援を行う。

<主な1日のスケジュール>

時 間	内 容	時 間	内 容
9:00	送迎	13:00	生活指導、動作訓練、レクリエーション等
10:00	お茶・バイタルチェック等	14:30	お茶・おやつ
10:20	入浴	15:30	帰りの会 (ゲーム、歌、体操など)
11:40	口腔体操		
12:00	昼食・口腔ケア	16:00	送迎

II 健康管理及び栄養管理の推進

1 栄養・食事サービスの提供

- ・ 利用者の嗜好、健康状態に対応した栄養に富む献立により食事を提供し、食事を楽しめるよう支援する。
- ・ 食材やメニューの説明し季節の食文化について一緒に考える。
- ・ ゆっくりと和やかな雰囲気の中で食事ができるよう心がけるとともに、季節に合った行事食(随時)や地元産品を利用したメニューなどを提供する。

2 利用者及び職員の健康管理

- ・ 利用者の健康状態の把握に努め、入浴前の血圧・体温測定を実施するとともに利用時に医療行為が必要と認められた場合は、速やかに家族へ連絡し医療機関へ連絡・処置を迅速に行うも

のとする。

- ・ 新型コロナウイルス及びインフルエンザなどの感染症については、その予防に努め感染が認められた場合はマニュアルに沿った対応で感染拡大を防止する。
- ・ 職員については、定期健康診断を年1回実施しそのデータに基づいて看護師等による適切な助言・指導を行い、健康管理及び感染予防に努める。
- ・ 新型コロナウイルス感染予防のため、利用者家族を含め濃厚接触者等の情報把握に努める。

Ⅲ 生きがい対策の充実

1 年間行事

- ・ 毎月誕生会などの行事を実施し利用者相互の交流を図る。
- ・ 季節感を取り入れた施設内行事(文化祭など一部の行事は、入所部門と合同開催)を実施し楽しみと生き甲斐づくりを進める。
- ・ 家族参加型の行事を計画し、家族と利用者、施設間の交流を深め、より良い施設づくりを目指す。※新型コロナウイルス感染状況を考慮して開催を判断する。

<主な年間行事予定>

開催月	行 事	内 容
4月	桜 撮 影 会	施設内の桜の下で記念撮影
6月	野 菜 の 苗 植 え	中庭に野菜(長茄子、ピーマン、トマト)の苗を植える
7月	紫 陽 花 花 づ くり	折り紙、紙皿を使い制作
8月	夏 祭 り	盆踊り、神輿担ぎ、輪投げ、魚釣りで楽しんでいただく
	提 灯 づ くり	夏祭り用に提灯を作製
9月	長 寿 を 祝 う 会	健康と長寿を祝う
	ぶ ど う 園	デイ内にてブドウ狩りを楽しむ
10月	運 動 会	各種ゲームを通して身体を動かして楽しむ
11月	霜 月 の お 茶 会	野点を行う
12月	ク リ ス マ ス 会	職員による寸劇披露 サンタクロースに扮した職員から利用者へプレゼントを贈る
1月	な ら せ 餅	餅を丸めならの木に餅を付ける
2月	節 分	災いを追い払い、福を呼び込むために、豆まきを行う
	ひ な 人 形 づ くり	折り紙でひな人形を制作
3月	春 の 生 け 花 会	牛乳パックで花瓶を制作し、花を生ける

2 レクリエーション活動の支援

将棋や手工芸等を通じて、利用者の人生の興味・趣味を広げ、生活の意欲を引き出しさらに充実した日常生活を送ることができるよう支援する。

<主なレクリエーション>

将棋、ジグソーパズル、オセロ、カルタ、絵画、折り紙、手工芸、貼り絵、笑いヨガ、風船バレー、散歩、カラオケ、書道、すごろく、ぬり絵、絵合わせなど

Ⅳ 施設内事故防止対策の充実

1 利用者の施設内事故防止対策の推進

- ・ 利用者の転倒等の事故を防止するため、デイルーム・廊下等の環境整備や車椅子・歩行器等の介護機器の安全点検、整備を行うとともに職員による見守りの強化を行う。
- ・ 入所部門で開催する「安全対策委員会」に参加し、連携を図りながら介護事故の未然発生防止に万全を期す。
- ・ 施設内事故については、入所部門で加入している社会福祉総合保険で適切な対応を講ずる。

2 防災対策の推進

火災・震災等不測の事態発生に迅速かつ適切に対応できるよう、入所部門と合同で消火訓練・避難訓練等を定期的(年3回)に実施する。

Ⅴ 家族及び地域との交流の推進

1 家族会の開催

利用者の家族と職員を交えて意見交換会を実施し、相互の理解を深めている。

2 ボランティアの受け入れの促進

地域に開かれた施設づくりを目指して、専門学校等の実習生、中高生の職場体験、生活支援ボランティアなどを積極的に受け入れる。

3 総合事業の実施

総合事業対象の特定高齢者に対して、日常動作訓練、給食サービス、送迎サービス等を提供し、当該高齢者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図り要支援等への進行予防に資する。

Ⅵ 安定した施設運営基盤の確保

1 通所施設稼働率の拡大

安定的な施設運営を図るため、施設の利用稼働率アップが重要である。利用者のニーズをより的確に把握し、リピーターの確保に努めるとともに近隣の居宅介護支援事業所に最新の施設利用状況等に関する情報を積極的に提供するなど、常に緊密な連携を図りながら稼働率のアップに努める。特に、送迎実施地域以外の利用希望者に対しても積極的に対応する。

2 各種会議・委員会の設置運営

運営会議や感染症対策委員会において入所部門と連携を図りながら、円滑な事業運営に努め、利用者の処遇の改善・向上を図る。

3 広報活動・関係機関等との連携強化

広報紙「談話館ニュース」にデイサービスコーナーを設け、利用者及び家族に旬な情報の提

供を行い、地元の居宅介護支援事業所、市社会福祉協議会、民生委員や老人会等関係団体に配布し、要援護老人家族への施設利用の啓発に努める。

また、ホームページを随時更新し、生きた情報の提供に努める。

VII 職員の資質向上、定着促進及び福祉厚生事業の推進

1 職員研修

職員の資質と職務能力を高め、利用者に対する処遇向上を図るため「職場内職員研修」に積極的に参加する。

2 福利厚生事業の実施

職員の士気高揚を図るとともに、職員の悩み・相談に迅速に対応するため、「福利厚生事業」に積極的に参加する。

VIII その他

1 苦情解決体制の確立

利用者や家族等との信頼関係を普段から心がけ、入所部門と連携を図りながら、要望・苦情が言いやすい体制づくりに努める。

2 権利擁護の支援

利用者の権利擁護（資産管理、法律的問題、人権問題等）のため、成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について、利用者、家族、代理人に対し情報を提供し、必要に応じ利用者のための支援を行う。

3 介護サービス情報の開示

「介護サービス情報の公表制度」に盛り込まれた調査事項について、全て対応できるよう検討・改善し、地域から選ばれる施設づくりを目指す。

居宅介護支援事業所談話館事業計画

基本理念

住み慣れた環境で安心して生活でき、「自分らしさ」を持続けられるように契約者と家族との連携により地域でともに行動していく。

基本方針

- 1 高齢者が要支援又は要介護状態になっても住み慣れた自宅で自立した生活が送れるように保険・医療・福祉サービスを総合的に提供できるよう相談援助を行う。
- 2 一人ひとりの意思及び人権を尊重し常に契約者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないように公平中立に行う。
- 3 契約者の心身状況、環境等に応じて、契約者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮する。
- 4 要介護認定に係る申請に対して、契約者の意思を踏まえ必要な協力を行う。また、契約者が申請を行っているか否かを確認し有効期限が切れることのないよう支援を行う。
- 5 市町村もしくは広域事務組合により要介護認定調査の委託を受けた場合、公正中立な調査を行う。また、認定調査の専門的な知識技術の習得・向上に努める。
- 6 事業の実施に際しては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス提供事業所と綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

I 事業運営の基本方針

居宅介護支援事業所談話館は「基本理念」及び「基本方針」に沿った運営を行うとともに、「住み慣れた地域でいつまでも」を念頭に、できる限り地域生活が維持できるよう利用者の声に耳を傾けサービス提供事業所との連携を図ります。

II 利用者確保の取り組み

- 1 地域福祉の拠点として、居宅介護支援を必要とする高齢者が可能な限り現存する能力に応じて日常生活が送れるよう、地域と連携を図り地域住民にとって有益な情報提供を図り地域との結びつきを強化し、「地域に根ざした福祉」を実践することで利用者確保に努める。
- 2 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス提供事業所との綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービス提供を実践することで利用者の確保に努める。

Ⅲ 提供体制

1 勤務体制

職 名	人数	業 務 内 容
管 理 者	1名	事業所の従業員管理及び業務管理を一元的に行う。 常に公平中立なサービス提供に努めているか事業所の適正な評価を行う。 事業所の運営状況を把握し安定した運営を行う。
介護支援専門員	1名	居宅サービス計画を作成し、その計画に基づいて居宅サービスの提供が確保されるよう契約者及び事業所等との連絡調整を行う。 サービス実施後の状況の把握と評価を行い課題の解決を図る。

2 提供体制の確保

管理者は主任介護支援専門員であって常勤専従とする。

管理者は、相談等の連絡に滞りが生じることのないように努める。

介護支援専門員は、常勤介護支援専門員とし、利用者35人またはその端数を増す毎にさらに1人置くことを標準とし、常に地域を支える体制を整えることに努める。

3 営業日及び営業時間

① 営 業 日 月曜日から金曜日（祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く。）

② 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

Ⅳ 事業の提供方法

- (1) 事業所内に相談室を設け、利用者からの相談に当たり、相談受付、相談記録等の書類を備え保存する。
- (2) 利用者の解決すべき課題の把握に当たっては、居宅を訪問し利用者及びその家族に面接して行う。また、訪問する際は常に身分証を携行し求められたときは呈示する。
- (3) 課題分析を行う際の書式及び方式は、客観的かつ合理的なものと認められる適切なものを用いる。当事業所においては、全社協アセスメントまたは包括的自立支援プログラムに基づいたものを用いる。
- (4) 居宅サービス計画書作成に当たり、居宅サービス事業者との連絡及び調整を図るための会議は事業所内の会議室、関連機関等のカンファレンス室、利用者宅にて行う。
新型コロナウイルス感染症に係る取り扱いについては、電話や FAX 等での照会により意見を求め記録を保存する。なお、会議等を開催する場合には感染防止対策を徹底する。
- (5) サービス提供が開始された後、月1回以上訪問しサービスの実施状況及び効果等の把握に努める。

新型コロナウイルス感染症に係る取り扱いについて、電話等による状況把握を行う。訪問が必要と認める場合は感染防止を徹底して実施する。

新規プラン作成や状態の変化が見込まれる場合、感染防止を徹底して可能な範囲で訪問を

実施する。

- (6) 更新申請は有効期間が終了する1か月前からできるように必要な支援を行う。
- (7) 苦情処理に対する措置の概要を明らかにしその手順等を示す。
- (8) 正当な理由なく事業の提供を拒否しない。

V 従業員の研修計画

介護支援専門員の資質向上を図るため、積極的に法定外研修及び専門研修に参加するとともに、地域ケア会議やケアマネージャー連絡協議会等に参加し情報共有を図る。

また、研修等の機会を通じ必要に応じて法人内職員研修を実施し、介護支援専門員としての専門的知見から制度改正等、制度の動向について周知を図る。